

池田市要綱等に基づく手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の機関に係る要綱等に基づく申込み、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、池田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年池田市条例第1号）及び池田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年池田市規則第26号。以下「規則」という。）で使用する用語の例による

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 要綱等 市の機関の要綱、要領等の規程（条例等を除く。）をいう。

(2) 申込み等 申込み、届出その他の要綱等の規定に基づき市の機関に対して行われる通知をいう。

(3) 通知等 要綱等の規定に基づき市の機関が行う通知（不特定のものに対して行うものを除く。）をいう。

(4) 縦覧等 要綱等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(5) 作成等 要綱等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(6) 手続等 申込み等、通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申込み等)

第3条 市の機関は、申込み等のうち当該申込み等に関する他の要綱等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該要綱等の規定にかかわらず、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその申込み等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行わせることができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申込み等は、当該申込み等に関する他の要綱等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該申込み等に関する要綱等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申込み等は、当該申込み等を受ける市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイル

への記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。

- 4 申込み等のうち当該申込み等に関する他の要綱等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該要綱等の規定にかかわらず、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって、規則第2条第2項第2号アからウまで及びオに掲げるもののいずれかを当該申込み等と併せて送信することをもって当該署名等に代えさせることができる。
- 5 第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申込み等をする者は、同項に規定する申込み等をする者の使用に係る電子計算機であって、市長が定める技術的水準に適合するものから、次に掲げる事項を入力して、申込み等を行わなければならない。ただし、当該申込み等をする者が、第2号に掲げる事項を入力することに代えて、当該申込み等を書面等により行うものとして規定した申込み等に係る要綱等（以下「申込み等に係る要綱等」という。）の規定に基づき添付すべきこととされている書面等を提出することを妨げない。
 - (1) 当該申込み等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項
 - (2) 当該申込み等を書面等により行うときに添付すべきこととされている書面等に記載され、又は記載すべきこととされている事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市の機関が指定する事項
- 6 前項の規定にかかわらず、同項に規定する電子情報処理組織を使用して申込み等をする者は、当該申込み等を書面等により行うときに申込み等に係る要綱等の規定により添付すべきこととされている書面等のうち、入力に係る事項の確認のために市の機関が特に必要なものとして指定する書面等は、これを市の機関に提出しなければならない。
- 7 第5項の規定により申込み等（市の機関が電子署名を要することとしているものに限る。）をするものは、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて送信しなければならない。
- 8 申込み等に係る要綱等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申込み等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第5項の規定により申込み等が行われたときは、当該申込み等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。
- 9 市の機関は、第1項の規定により申込み等をしようとする者が、同項に規定する事項を入力する場合において、次の各号に掲げるときは、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める事項の入力を要しないことがある。

- (1) 申込み等をしようとする者が、その者に係る第2条第2項第3号アに掲げる電子証明書を送信するとき 申込み等をしようとする者に係る住民票の写しであってその者の氏名、住所、性別、又は生年月日を確認するために送付すべきこととされているものに記載された事項
- (2) 申込み等をしようとする者が、その者に係る第2条第2項第3号イに掲げる電子証明書を送信するとき 申込み等をしようとする者に係る登記事項証明書であってその者の名称、所在地、代表者の氏名若しくは資格を確認するために添付すべきこととされているもの又は住民票の写しであってその者の氏名、住所、性別若しくは生年月日を確認するために添付すべきこととされているものに記載された事項
- (3) 申込み等をしようとする者が、その者に係る第2条第2項第3号ウに掲げる電子証明書を送信するとき 申込み等をしようとする者に係る登記事項証明書であってその者の名称、所在地、代表者の氏名又は資格を確認するために添付すべきこととされているものに記載された事項
- (4) 申込み等が、別に定めるところにより、市の機関に登記情報（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第2条第1項に規定する登記情報をいう。）の利用を依頼するとき 当該登記情報に係る登記事項証明書に記載された事項
（電子情報処理組織による通知等）

第4条 市の機関は、通知等のうち当該通知等に関する他の要綱等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該要綱等の規定にかかわらず、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機と通知等を受けものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた通知等については、当該通知等を書面等により行うものとして規定した通知等に関する要綱等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該通知等に関する要綱等の規定を適用する。
- 3 第1項の規定により行われた通知等は、同項の通知等を受けものの使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該通知等を受けものに到達したものとみなす。
- 4 第1項の場合において、市の機関は、当該通知等に関する他の要綱等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該要綱等の規定にかかわらず、同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う通知等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって、市の機関が定めるものを添付すること（以下この項において「電子署名等」という。）をもって当該署名等に代えることができる。ただし、市の機関が定

める通知等については、市の機関が定める措置を講じることによって当該電子署名等に代えることができる。

- 5 第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる通知等は、第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた申込み等に対する通知等とする。
- 6 市の機関は、第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して通知等を行うときは、市の機関の使用に係る電子計算機から当該通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を入力し、市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。この場合において、市の機関は、当該通知等が電子署名を要するものと認めるときは、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって、市の機関が定めるものを当該情報と併せて当該市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。
- 7 通知等を受けるものが、前項の規定により当該通知等をそのものの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となった時から市の機関が別に定める日までに記録しない場合その他市の機関が必要と認める場合は、市の機関は、同項の規定にかかわらず、書面等により当該通知等を行うことができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 市の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の要綱等の規定により書面等により行うこととしているもの(申込み等に基づくものを除く。)については、当該要綱等の規定にかかわらず、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する要綱等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する要綱等の規定を適用する。
- 3 第1項の場合において、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項を市のホームページに掲載する方法若しくは市の機関の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により当該縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第6条 市の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の要綱等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該要綱等の規定にか

かわらず、市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準じて一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって作成又は保存をする方法により、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する要綱等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する要綱等の規定を適用する。

3 第1項の場合において、市の機関は、当該作成等に関する他の要綱等の規定により署名等をする事としているものについては、当該要綱等の規定にかかわらず、市の機関が電磁的記録により作成等を行った情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって、市の機関が定めるものを添付することをもって当該署名等に代えることができる。

（その他の手続等への準用）

第7条 市の機関の手続等（第3条から第6条までの規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、他の要綱等に特別の定めがある場合を除き、この要綱の規定の例による。

（施行細目）

第8条 この要綱に定めるもののほか、市の機関に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、情報主管課長が別に定める。

附則（令和6年2月14日）

この要綱は、令和6年2月14日から実施する。